



石川労働局発表

平成30年7月18日(水)

【照会先】

石川労働局 職業安定部 職業安定課

課長 越野 桂一

課長補佐 野形 薫

電話 (076) 265-4427

報道関係者 各位

志賀町と石川労働局が雇用対策協定を締結します

～石川県内の基礎自治体と労働局との協定締結は3カ所目（町の締結は県内初）～

志賀町（町長 こいずみ まさる 小泉 勝）と石川労働局（局長 まつたけ やすお 松竹 泰男）は、「志賀町創生総合戦略」に掲げる「地域における安定した雇用を創出する」の実現を目指し、企業誘致の推進や雇用の場の確保などの雇用の安定に関する課題に対して相互に密接に連携して取り組むことを目的として、雇用対策協定を締結いたします。

◆連携協定締結式

○日時 平成30年7月23日（月）13時30分～

○場所 志賀町役場 3F 34会議室

（羽咋郡志賀町末吉千古1番地1）

○出席者 志賀町長 小泉 勝 / 石川労働局長 松竹 泰男

○締結式の内容 協定の趣旨説明・協定書の署名

◆協定の内容等

別添1「志賀町雇用対策協定（概要）」、別添2「志賀町雇用対策協定（案）」をご参照ください。

◆雇用対策協定の締結状況

・雇用対策協定は、地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的とするもの。

・石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は志賀町で3カ所目（町の締結は県内初）

・これまで基礎自治体では平成29年9月に珠洲市、平成30年1月に金沢市と協定を締結

・石川県とは平成28年3月に締結

・全国では164自治体（47都道府県 105市11町1村）が締結（平成30年4月1日時点）

※ 締結式当日は、撮影及び締結式後の取材を可能とします。



1 協定の目的

志賀町と石川労働局は、「志賀町創生総合戦略」に掲げる「地方における安定した雇用を創出する」の実現を目指し、企業誘致の推進や町内企業の人材確保など、雇用の安定に関する課題に対して相互に密に連携して取り組むことを目的とする。

2 協定締結のメリット

○課題を共有・見える化 ○課題に対する双方の役割の整理・明確化 ○課題に対する施策の目標を設定・共有し、一体的に実施 ○運営協議会※を設置し、連携体制の構築、連絡調整機能の強化による一層の連携推進 ○協定に基づき相互に必要な要請が可能

※運営協議会

- ・雇用対策協定に基づき、志賀町(商工観光課企業誘致対策室)及び石川労働局(職業安定課、ハローワーク羽咋)で構成する運営協議会を設置
- ・毎年度の事業計画の策定・見直し、事業評価、その他連携事業の運営に必要な事項について協議・決定

3 協定に基づく取組事項(案)

- ① 若者の地元就職支援
- ② 町内企業の人材確保
- ③ 求人・企業情報の発信



《共同で取り組む事業(案)》

- 地元高校生を対象とした「企業説明会」や「企業見学会」を開催する。
- 地元求職者、UIターン希望者等を対象とした「企業説明・面接会」を開催するほか、高年齢者等の「幅広い人材の活用」について企業に周知するとともに、就職支援を行う。【参考:8月4日(土)開催 志賀町企業合同就職面接会(志賀町文化ホール)】
- ハローワーク求人情報をケーブルテレビや町のホームページで公開するほか、広報「しか」の「ハローワーク広報コーナー」に、就職イベント情報、ハローワークの就職活動の支援メニュー等を掲載周知し、潜在的な人材を確保する。

【参考】雇用対策協定とは？

- ・地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的として締結するもの。
- ・石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は志賀町で3か所目(町との締結は県内初)
- ・これまで基礎自治体では、平成29年9月に珠洲市、平成30年1月に金沢市と協定を締結
- ・石川県とは平成28年3月に締結
- ・全国では164自治体(47都道府県105市11町1村)が締結(平成30年4月1日時点)

志賀町雇用対策協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、志賀町と厚生労働省石川労働局（以下「石川労働局」という。）が、「志賀町創生総合戦略」に掲げる「地方における安定した雇用を創出する」の実現を目指し、企業誘致の推進や町内企業の人材確保など、雇用の安定に関する課題に対して相互に密接に連携して取り組むことを目的として締結する。

（事業内容等）

第2条 志賀町及び石川労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、志賀町及び石川労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請等）

第3条 志賀町長及び石川労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 志賀町長及び石川労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、志賀町及び石川労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、志賀町及び石川労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、志賀町長及び石川労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

（協定締結当事者）

平成30年7月23日

志賀町長

厚生労働省石川労働局長

お気軽に
ご参加を！

志賀町 企業合同就職面接会

お仕事探しをされている方へ。
そして、今からお仕事を探し始めようか、とお考えの方へ…
お仕事探しに大切なのは、「企業や求人の情報を得ること」、
そして、「様々なチャンスやタイミングを逃さないこと」です。



志賀町には、魅力ある企業が数多くあります。
この面接会は、

「企業の情報収集や新たな出会いの絶好のチャンス」 なのです。
あなたの「天職」を、この志賀町で、そしてこの面接会で見つけてみませんか？

- 【日時】** 平成30年8月4日(土)
13時30分～16時00分(受付13時00分～)
- 【会場】** 志賀町文化ホール
〒925-0141 石川県羽咋郡志賀町高浜町カー1-1
- 【内容】** 志賀町の企業の採用担当者による、個別の会社説明、
募集求人内容の説明や採用面接を行います。
(説明だけ聞きたい方もOKです)
- 【対象】** 今、お仕事探しをされている方。
これからお仕事を探し始めようかと考えている方。

【参加企業 14社】

- | | | | |
|----------|-----------|----------------------|---------|
| ○(株)和泉工業 | ○エコラボ(同) | ○(株)NTN能登製作所 | |
| ○(株)西海水産 | ○志賀農業協同組合 | ○(株)TSG | |
| ○寺岡畜産(株) | ○(株)ナカガワ | ○(株)ノリタケコーテッドアブレーション | |
| ○(株)白山 | ○ハッソー(株) | ○日高機械 | ○UHT(株) |
| ○(株)ロッキー | | | |



【お問い合わせ先】 ◎ハローワーク羽咋 職業相談窓口 TEL(0767)22-1241

- ◆主催◆ ◎志賀町 ◎ハローワーク七尾・羽咋
◆協力◆ ◎志賀町商工会 ◎富来商工会 ◎ジョブカフェ石川能登サテライト